

1 この計算書について

この計算書は、京都市内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第 20 号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

金額は1円単位まで記載し、①の欄の下段にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。「※」の印刷のある欄は記載不要です。

欄	記載のしかた
①の欄	法人税の申告書(別表1の2、以下「別表1の2」といいます)の「法人税額計」の欄(6及び26の欄の金額(これらの欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、()内には用途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」に欄(別表1の2の6及び26の欄)の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。
②の欄	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(9))の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載不要です。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進地域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(19))の20の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(20))の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(24))の51の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載不要です。</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) …法人税の明細書(別表6(28))の35の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額</p>
③の欄	第20号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。
④の欄	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
⑤の欄	2以上の市町村に事務所等を有する法人が第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の京都市分の金額を記載します。
⑥の欄	京都市にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の市町村に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。
⑦の欄	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。
⑧の欄	第20号の4様式の⑮の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑳の欄の京都市分の金額)を記載します。
⑨の欄	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。